

資料編

《目次》

【資料1】 摂津市災害対策推進条例	1
【資料2】 摂津市防災会議条例	3
【資料3】 摂津市防災会議 運営規程	5
【資料4】 摂津市防災会議委員名簿	6
【資料5】 摂津市災害対策本部条例	7
【資料6】 摂津市災害対策本部組織図	8
【資料7】 災害時における配備職員数	9
【資料8】 被害認定基準	11
【資料9】 摂津市防災行政無線局管理運用要綱	12
【資料10】 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧	15
【資料11】 緊急交通路一覧	16
【資料12】 防災拠点・緊急交通路図	17
【資料13】 災害時用臨時ヘリポートの選定基準	18
【資料14】 災害救助法による救助の程度・方法等	19
【資料15】 食料・生活必需品備蓄状況	24
【資料16】 防災用資機材保有状況	24
【資料17】 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領	25
【資料18】 応急仮設住宅建設候補地一覧表	41
【資料19】 避難路・避難地等図	42
【資料20】 避難所の福祉的整備について	43
【様式1】 職員動員報告書	44
【様式2】 人的被害状況報告書	45
【様式3】 家屋（住家・非住家）被害状況報告書	45
【様式4】 人的被害家屋被害集計書	46
【様式5】 公共土木施設等被害状況報告書	47
【様式6】 公共土木施設等被害集計書	47
【様式7】 農地、農業用施設及び農産物被害状況報告書	48
【様式8】 農地、農業用施設及び農産物被害集計書	48
【様式9】 文教関係被害状況報告書（学校・幼稚園）	49
【様式10】 文教関係被害集計書	49
【様式11】 商・工業関係被害状況報告書	50
【様式12】 商・工業関係被害集計書	50
【様式13】 保健衛生関係被害状況報告書	51
【様式14】 感染症発生状況報告書	51
【様式15】 保健衛生関係被害集計書	52
【様式16】 社会福祉・労働施設被害状況報告書	53
【様式17】 社会福祉・労働施設被害集計書	53
【様式18】 上・下水道施設被害状況報告書	54
【様式19】 上・下水道施設被害集計書	54
【様式20】 市有建築物等被害状況報告書	55
【様式21】 市有建築物等被害集計書	55
【様式22】 り災証明願兼証明書	56
【様式23】 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証	57
【様式24】 緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章	58
【様式25】 自衛隊の災害派遣要請の様式	60

【資料1】摂津市災害対策推進条例

平成18年3月31日
条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、暴風、豪雨、洪水その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 自主防災組織 防災を目的として市民が自発的に結成した組織をいう。

(基本理念)

第3条 災害対策は、自助(自らの生命は自らが守ることをいう。)、共助(地域における助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守ることをいう。))及び公助(行政が市民の安全を確保することをいう。))の精神に基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たしつつ、連携及び協力を図ることを基本として行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、災害対策を通じて災害に強いまちづくりを推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害発生後の被災者の援護、まちの復興等に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、災害が発生した場合に効果的な支援体制を確立するため、自主防災組織の育成及び支援に努めるものとする。
- 3 市は、災害の防止及び被災者に対する支援活動を一体的かつ効果的に行うため、自主防災組織その他市内で防災を目的として活動する団体等(以下「市民防災組織」という。))が相互に連携し、補完し合う体制の整備に努めるものとする。
- 4 市は、市民及び事業者が自主的に行う防災活動に対し、支援及び協力を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、災害を防止するため、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるための手段を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 所有する建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性を確保すること。
- (2) 火災の発生を防止すること。
- (3) 初期消火に必要な器具を準備すること。
- (4) 飲料水及び食料を確保すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、日常の防災対策に関し必要なこと。

2 市民は、地域において相互に協力し、自主防災組織に参加する等防災活動の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、災害を防止するため、顧客、従業者等並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めるものとする。

2 事業者は、災害対策に関し、事業所の周辺地域における住民との連携及び協力を努めるとともに、災害が発生した場合においては、その事業活動の内容等に応じて、地域の復旧及び復興に協力する

よう努めるものとする。

(災害に関する知識の普及、啓発等)

第7条 市は、災害の発生を予防し、又は災害を最小限に抑えるため、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する調査及び研究の成果について、市民、事業者及び関係機関に情報の提供を行う等災害に関する知識の普及及び啓発を行うものとする。

3 市長は、防災訓練、研修等を通じて職員の防災に関する意識及び能力の向上を図らなければならない。

(災害に強いまちづくりの推進)

第8条 市は、人々が安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを推進するとともに、建築物等の災害に対する安全性を向上させるための指導、啓発及び支援に努めるものとする。

(災害時要援護者の支援体制の整備)

第9条 市は、高齢者、障害者その他災害が発生した場合に特別な配慮及び援護を必要とする者(以下「災害時要援護者」とする。)について、安否の確認及び救護体制の確立に努めるとともに、市民防災組織及び事業者と連携し、地域において災害時要援護者を支援する体制を整備するよう努めるものとする。

(ボランティア活動の環境の整備)

第10条 市は、ボランティアによる被災者に対する支援活動が円滑に行われるよう環境の整備に努めるものとする。

(協定の締結等)

第11条 市は、災害が発生した場合に効果的な支援体制を確立するため、必要に応じて事業者と協定の締結等を行い、災害に備えるものとする。

(防災教育)

第12条 市は、防災活動を支える人材を育て、円滑な防災活動を推進するため、市民防災組織及び事業者と連携し、地域での防災活動、学校教育等を通じて防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(避難地及び避難所等の整備)

第13条 市は、避難地及び避難所(災害が発生した場合における避難場所として、あらかじめ市長が指定する場所をいう。)において、必要な人員の確保、物資の備蓄その他被災者を救護するために必要な組織及び施設の整備に努めるとともに、災害対策の調整並びに情報の収集及び提供の場所としての機能の整備に努めるものとする。

2 市は、災害時における適切な応急医療を実施するための設備及び機能の整備に努めるものとする。

(帰宅困難者の事前準備等)

第14条 市内の事業所に通勤し、又は学校に通学する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、災害時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めるものとする。

2 市は、災害時において帰宅困難者が安全に帰宅することができるように、帰宅困難者の支援体制の確立に努めるものとする。

(復興対策)

第15条 市は、災害からの計画的な復興を図るため、市民、市民防災組織及び事業者と協力し、必要な体制の整備を行うものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【資料 2】 摂津市防災会議条例

昭和 38 年 7 月 1 日
条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 16 条第 6 項の規定に基づき、摂津市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 防災会議の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 指定地方行政機関(法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。)の職員

(2) 指定公共機関(法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。)及び指定地方公共機関(法第 2 条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。)の職員

(3) 陸上自衛隊の自衛官

(4) 大阪府知事の事務部局の職員

(5) 大阪府警察の警察官

(6) 市内の医療機関の医師

(7) 市長の事務部局の職員

(8) 教育長

(9) 消防長及び消防団長

6 前項第 1 号から第 7 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(所掌事務)

第 3 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を掌る。

(1) 市防災計画を作成し及びその実施を推進すること。

(2) 災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害が発生した場合において当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関との連絡調査を図ること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成しかつ、その実施を推進すること。

(5) その他必要な事項

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月10日から施行する。

附 則(昭和38年10月10日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年5月27日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年10月13日条例第27号)

この条例は、三島町が市となる日から施行する。

附 則(昭和42年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年10月5日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第1号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第16号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【資料3】 摂津市防災会議 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、摂津市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 緊急を要し、会議を招集する暇がないとき又はやむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議において議決すべき事項（摂津市地域防災計画の作成及び修正を除く。）を処分することができる。

2 会長は、軽易な事項を処理したとき及び前項の規定による処分をしたときは、次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(会長印)

第4条 会長名をもってする文書に押印する印（以下「会長印」という。）の名称、書体、寸法及びひながたは別表のとおりとする。

(会長印の管理)

第5条 会長印の管理は、総務部総務防災課長が行う。

(会長印の作成又は改刻)

第6条 会長印を新たに作成し、又は改刻しようとするときは、会長の決裁を受けなければならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部総務防災課が行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

別表 略

ひながた 略

【資料4】 摂津市防災会議委員名簿

(平成19年10月1日現在)

	機関及び役職
会 長	摂津市長
第1号委員	農林水産省近畿農政局大阪農政事務所地域第一課長
	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長
第2号委員	郵便事業株式会社摂津支店摂津支店長
	西日本旅客鉄道株式会社茨木駅長
	西日本電信電話株式会社大阪支店設備部長
	大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部緊急保安チームマネジャー
	日本通運株式会社茨木支店摂津営業課長
	関西電力株式会社北摂営業所長
	神安土地改良区理事長
	淀川右岸水防事務組合事務局長
	阪急電鉄株式会社高槻市駅長
	阪急バス株式会社柱本営業所長
	第3号委員
第4号委員	大阪府茨木土木事務所長
	大阪府茨木土木事務所地域防災監
	大阪府茨木保健所長
第5号委員	大阪府摂津警察署長
第6号委員	社団法人摂津市医師会副会長
第7号委員	摂津市副市長
	〃 市長公室長
	〃 総務部長
	〃 生活環境部長
	〃 保健福祉部長
	〃 都市整備部長
	〃 土木下水道部長
第8号委員	摂津市教育委員会教育長
第9号委員	摂津市消防本部消防長
	摂津市消防団長

【資料5】 摂津市災害対策本部条例

昭和38年7月1日
条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、摂津市の災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成及び職務権限)

第2条 災害対策本部は本部長、副本部長、本部長付及び部員をもって構成する。

2 災害対策本部長は、市長をもって充てる。

3 災害対策副本部長、災害対策本部長付、災害対策本部員は市の職員のうちから市長が任命する。

4 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

5 災害対策副本部長は災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理し、災害対策本部長付は災害対策副本部長を補佐する。

6 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

7 災害対策本部長は市教育委員会に対し、災害予防又は災害応急対策を実施するにあたり必要な限度において必要な指示をすることができる。

(補則)

第3条 この条例に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月10日より施行する。

附 則(昭和41年10月13日条例第27号)

この条例は、三島町が市となる日から施行する。

附 則(昭和42年3月23日条例第2号)

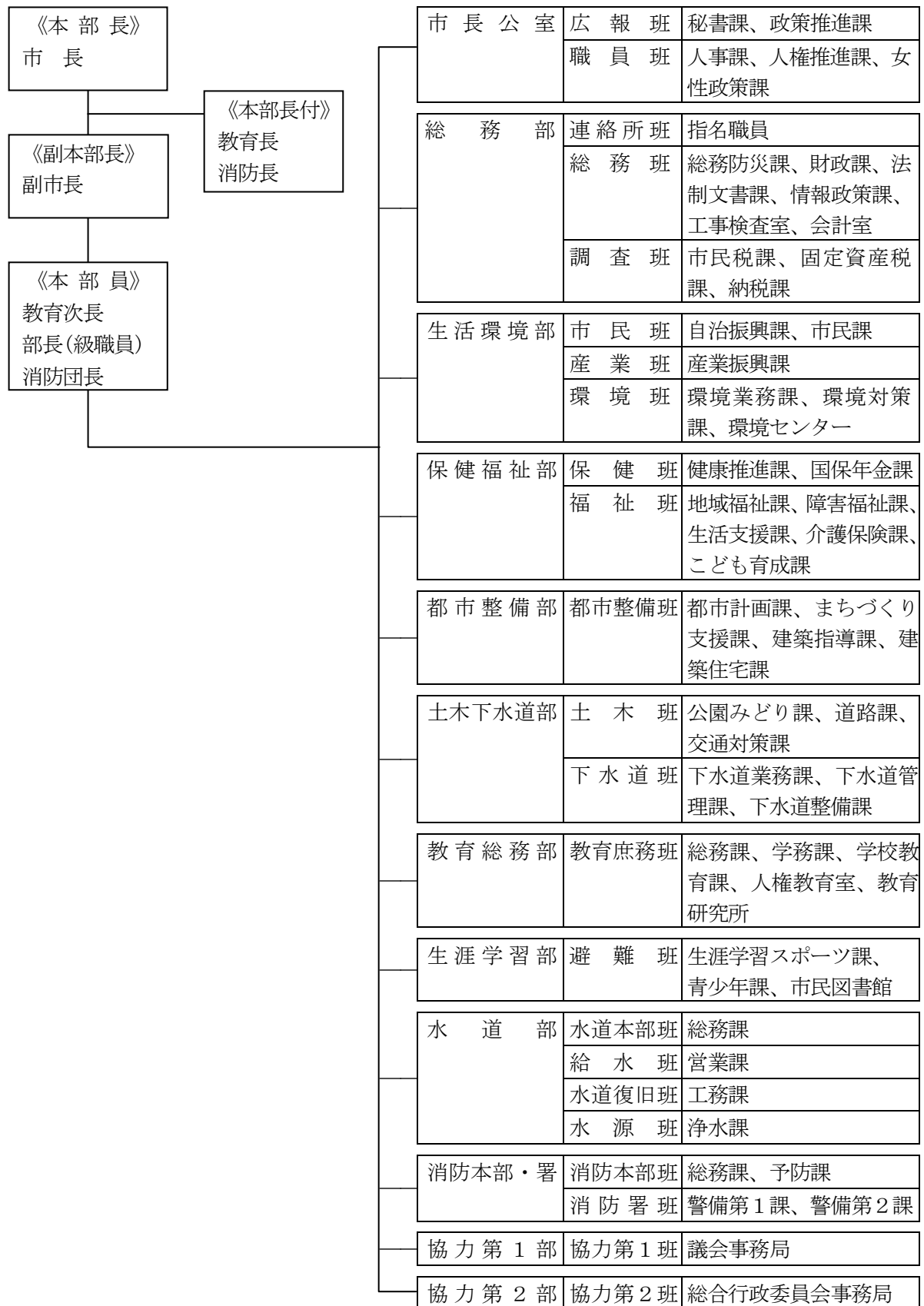
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

【資料6】摂津市災害対策本部組織図



【資料7】災害時における配備職員数

部 名	班 名	担 当 課	風水害					地震・事故		
			事前	警戒	A号	B号	C号	A号	B号	C号
市長、副市長、消防長、教育長、各部(局)長、市長公室長、教育次長、消防団長					全員	全員	全員		全員	全員
市長公室	広報班	秘書課		1	5	全員	全員		2	全員
		政策推進課			3	全員	全員		2	
	職員班	人事課			2	全員	全員		1	全員
		人権推進課			1	全員	全員		1	全員
		女性政策課			1	全員	全員		1	全員
総務部	連絡所班	指名職員		1	全員	全員	全員		1	全員
	総務班	総務防災課	2	4	7	全員	全員	8	全員	全員
		財政課			1	全員	全員		1	全員
		法制文書課			1	全員	全員		1	全員
		情報政策課			3	全員	全員		3	全員
		工事検査室			1	全員	全員		2	全員
		会計室			1	全員	全員		2	全員
	調査班	市民税課			3	全員	全員		1	全員
		固定資産税課			3	全員	全員		1	全員
		納税課			3	全員	全員		1	全員
生活環境部	市民班	自治振興課			1	全員	全員		1	全員
		市民課			4	全員	全員		1	全員
	産業班	産業振興課			2	全員	全員		4	全員
	環境班	環境業務課			1	10	全員		1	全員
		環境センター			1	6	全員		1	全員
		環境対策課			1	1	全員		1	全員
保健福祉部	保健班	健康推進課			6	9	全員		5	全員
		国保年金課			2	4	全員		2	全員
	福祉班	地域福祉課			3	3	全員		3	全員
		障害福祉課			1	1	全員		1	全員
		生活支援課			1	1	全員		1	全員
		介護保険課			2	3	全員		2	全員
		こども育成課			1	2	全員		1	全員
都市整備部	都市整備班	都市計画課		3	3	全員	全員		3	全員
		まちづくり支援課		2	2	全員	全員		2	全員
		建築指導課		2	2	全員	全員		2	全員
		建築住宅課		2	2	全員	全員		2	全員
土木下水道部	土木班	公園みどり課		2	2	全員	全員		2	全員
		道路課		2	2	全員	全員		2	全員
		交通対策課		1	1	全員	全員		1	全員
	下水道班	下水道業務課		2	2	全員	全員		2	全員
		下水道管理課		1	1	全員	全員		1	全員

部 名	班 名	担 当 課	風水害					地震・事故		
			事前	警戒	A号	B号	C号	A号	B号	C号
		下水道整備課		1	1	全員	全員		1	全員
教育総務部	教育庶務班	総務課		1	2	全員	全員		1	全員
		学務課		1	2	全員	全員		1	全員
		学校教育課		1	2	全員	全員		2	全員
		人権教育室				全員	全員		1	全員
		教育研究所				全員	全員		2	全員
生涯学習部	避難班	生涯学習スポーツ課		1	2	全員	全員		4	全員
		青少年課		1	1	全員	全員		1	全員
		市民図書館			1	全員	全員		1	全員
水道部	水道本部班	総務課	別途指定					別途指定		
	給水班	営業課	別途指定					別途指定		
	水道復旧班	工務課	別途指定					別途指定		
	水源班	浄水課	別途指定					別途指定		
消防本部・署	消防本部班	総務課	別途指定					別途指定		
		予防課	別途指定					別途指定		
	消防署班	警備第1課	別途指定					別途指定		
		警備第2課	別途指定					別途指定		
協力第1部	協力第1班	議会事務局			2	全員	全員		2	全員
協力第2部	協力第2班	総合行政委員会事務局			2	全員	全員		2	全員

(注) 配備職員数は、本部員（部長級以上）を含まない。

地震B号配備の職員は、管理職とする。

市長は、必要に応じて配備職員数を修正することができる。

【資料8】被害認定基準

【住家等被害の認定統一基準】

被害の種類	被害認定統一基準 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の全壊 全焼 流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家の半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家の大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。

(注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

【資料9】 摂津市防災行政無線局管理運用要綱

平成元年2月1日
訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、摂津市防災行政無線局(以下「防災行政無線局」という。)の適正かつ能率的な運用管理に関し、電波法(昭和25年法律第131号)、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)及び無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災行政無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 親局 防災行政無線固定系で、摂津市役所に設置する送信設備の総体をいう。
- (3) 子局 防災行政無線固定系で、屋外及び屋内に設置する通信局をいう。
- (4) 固定系無線設備 親局及び子局の総体をいう。
- (5) 基地局 防災行政無線移動系で、摂津市役所に設置する通信設備の総体をいう。
- (6) 通信所 基地局から有線で接続された通信設備をいう。
- (7) 移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。
- (8) 移動系無線設備 基地局、通信所及び移動局の総体をいう。

(防災行政無線局の種別等)

第3条 防災行政無線局の種別、呼出名称及び設置場所は、別表のとおりとする。

(統制管理者)

第4条 防災行政無線局に統制管理者を置く。

- 2 統制管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 統制管理者は、防災行政無線局を統括し、その機能が十分発揮できるように統括管理しなければならない。

(無線管理者及び無線管理補助者)

第5条 防災行政無線局に無線管理者及び無線管理補助者を置く。

- 2 無線管理者は総務部総務防災課長、無線管理補助者は通信所(遠隔制御器)設置課の課長の職にある者をもってそれぞれ充てる。
- 3 無線管理者は、統制管理者の指示を受け、防災行政無線局の運用及び機器整備並びに保守の状況等を常に把握し、通信連絡に支障のないよう運用管理を行うものとする。
- 4 無線管理補助者は、無線管理者の指示に従い、防災行政無線局にかかる前項に定める業務を日常的に行うものとする。

(通信担当者)

第6条 防災行政無線局に通信担当者を置く。

- 2 通信担当者は、電波法第40条第1項の資格を有する者のうち、同法第51条に基づき市長が無線従事者として選任を届け出た者をもってこれに充てる。
- 3 通信担当者は、無線管理者の指示を受け、当該無線設備の操作に当たるものとする。

(運用時間)

第7条 防災行政無線局の運用は、常時に行う。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 固定系無線設備 普通通信 個別又はグループ別の通信をいう。

一斉通信 全受信局に対し、一斉に行う通信をいう。
強制一斉通信 全受信局に対し、強制的に一斉通信を行うことをいう。
移動系無線設備 普通通信 平常時の通信をいう。
一斉通信 全移動局及び全通信所に対し、一斉に行う通信をいう。
緊急通信 普通通信を中断して行う緊急の場合の通信をいう。

(通信統制)

第9条 統制管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は円滑な通信体制を確保するために必要があると認めるときは、通信を統制することができる。

2 統制管理者は、通信を統制しようとするときは、無線管理者に無線通信体制を確保するための必要な措置を講じさせることができる。

(固定系無線等による送信)

第10条 固定系無線設備による送信及び移動系無線設備の緊急又は一斉通信を依頼する者は、無線送信依頼書(様式第1号)を統制管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、緊急を要し、当該依頼書を提出するいとまがないときは、口頭により許可を求めることができる。この場合、事後において当該依頼書を提出するものとする。

2 統制管理者は、前項の許可をしたときは、無線管理者にその運用を行わせるものとする。

(防災行政無線局の管理)

第11条 無線管理者は、常に防災行政無線局の運用状況を把握し、機能が十分発揮できるように管理しなければならない。

2 無線管理者は、無線設備の位置を変更する必要があるときその他管理上支障が生じたときは、速やかにその旨を統制管理者に報告し、指示を受けなければならない。

3 無線管理者は、防災行政無線局の機能確保のため定期的に無線設備の点検を行うものとする。

(通信訓練の実施)

第12条 統制管理者は、防災行政無線局による通信訓練を適宜実施するものとする。

(感度の調査)

第13条 通信担当者は、適宜感度の状況、混信又は雑音の有無その他通信回路の状況を調査しなければならない。

2 試験電波の発射は、通信が閑散なときに行わなければならない。

(事故時の措置)

第14条 無線管理者は、無線設備に故障等の事故が生じたときは、直ちにその旨を統制管理者に報告し、指示を受けなければならない。

(無線業務日誌)

第15条 通信担当者は、無線業務日誌(様式第2号、様式第3号)に必要な事項を記載しなければならない。なお、使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。

(無線業務日誌抄録の提出)

第16条 無線管理者は、毎年、当該年分(1月から12月まで)に係る無線業務日誌抄録(様式第4号)を翌年の1月20日までに統制管理者に提出しなければならない。

2 統制管理者は、無線業務日誌抄録を毎年1月末までに地方電気通信監理局長に提出するものとする。

(防災行政無線局の備付け書類等)

第17条 防災行政無線局には、正確な時計、無線検査簿及び無線業務日誌その他電波法施行規則第38条に定める書類を備え付けておかななければならない。

2 通信所には、無線業務日誌を備え付けておかななければならない。

(通信担当者の異動報告)

第 18 条 無線管理者は、通信担当者に異動があったときは、速やかに異動報告書(様式第 5 号)により
統制管理者に報告しなければならない。

(委任)

第 19 条 この訓令に定めるもののほか、防災行政無線局の運用について必要な事項は、統制管理者が
定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成元年 7 月 24 日訓令第 26 号)

この要綱は、令達の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 31 日訓令第 24 号)

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 7 月 11 日訓令第 22 号)

この要綱は、平成 6 年 7 月 11 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日訓令第 4 号)

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 8 月 27 日訓令第 16 号)

この要綱は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 8 月 31 日訓令第 7 号)

この要綱は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 9 月 30 日訓令第 8 号)

この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 6 月 30 日訓令第 13 号)

この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 4 月 25 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 30 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 29 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表 略

様式 略

【資料 10】 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧

No.	施設名	所在地	想定浸水深 (m)			
			安威川	山田川 ・正雀川	大正川 ・境川	淀川
高齢者・障害者施設						
1	せつつ桜苑	桜町 1-1-11	0.5 未満	-	0.5 未満	-
2	みきの路 (みち)	桜町 2-1-7	-	-	-	-
3	摂津交流センター「バクの家」	香露園 34-2	-	-	-	-
4	摂津ひかり苑	学園町 2-10-15	0.5 未満	-	-	-
5	エスペラル摂津	南千里丘 1-24	1~2	0.5 未満	0.5 未満	-
6	老健ひかり	東別府 5-2-45	0.5 未満	-	-	2~5
7	摂津特養ひかり	鳥飼八防 2-7-12	0.5 未満	-	-	2~5
8	摂津いやし園	鳥飼下 1-13-7	1~2	-	-	2~5
9	とりかい白鷺園	鳥飼中 1-19-8	1~2	-	-	5 以上
10	ふれあいの里	鳥飼上 5-2-8	1~2	-	-	2~5
幼稚園・保育園等						
1	私立千里丘愛育園	千里丘 3-16-7	-	-	-	-
2	子育て総合支援センター	千里丘東 1-16-2	-	-	-	0.5~1
3	私立勝久寺保育園	千里丘東 3-4-5	-	-	-	-
4	私立三島幼稚園	千里丘東 2-2-6	0.5 未満	-	-	1~2
5	せつつ幼稚園	三島 3-14-75	1~2	0.5 未満	-	2~5
6	第1 児童センター	三島 3-16-24	2~5	0.5 未満	0.5 未満	2~5
7	私立せつつ保育園	三島 3-13-1	1~2	0.5 未満	-	2~5
8	正雀保育所	正雀 1-1-2	-	0.5~1	-	0.5~1
9	私立かおり幼稚園	正雀 2-11-2	0.5 未満	0.5~1	-	1~2
10	私立つるのひまわり保育園	鶴野 2-7-16	2~5	-	-	0.5~1
11	私立正雀愛育園	正雀 4-12-23	2~5	0.5 未満	-	2~5
12	べふ幼稚園	東別府 5-1-13	0.5~1	-	-	2~5
13	別府保育所	別府 2-10-18	0.5 未満	-	-	2~5
14	私立摂津さつき保育園	南別府町 7-1	0.5~1	-	-	2~5
15	私立一津屋愛育園	一津屋 1-37-9	-	-	-	-
16	私立摂津ひかり幼稚園	鳥飼八防 2-6-11	0.5 未満	-	-	2~5
17	障害児童センター	鳥飼下 2-1-4	1~2	-	-	2~5
18	鳥飼保育所	鳥飼西 3-1-2	0.5~1	-	-	2~5
19	とりかい幼稚園	鳥飼西 3-1-3	0.5~1	-	-	2~5
20	私立鳥飼さつき園	鳥飼野々 2-3-1	0.5~1	-	-	2~5
21	私立藤森保育園	鳥飼西 2-1-1	1~2	-	-	2~5
22	私立とりかい保育園	鳥飼中 1-19-8	1~2	-	-	5 以上
23	私立第二とりかい保育園	鳥飼上 3-2-25	1~2	-	-	2~5
24	私立摂津ひかり保育園	鳥飼本町 1-11-1	1~2	-	-	2~5
病院						
1	摂津医誠会病院	南千里丘 1-32	1~2	0.5 未満	-	2~5
2	千里丘中央病院	千里丘 1-11-31	-	-	-	-
3	昭和病院	昭和園 11-29	-	-	-	-
4	摂津ひかり病院	鳥飼八防 2-3-8	0.5~1	-	-	2~5

【資料 11】 緊急交通路一覧

区分	※	路線名	区間
広域緊急交通路 (府指定)	A	近畿自動車道 〔自動車専用道路〕	全線
	B	主要地方道大阪高槻京都線 〔重点 1 4 路線〕	茨木市～大阪市
	C	主要地方道大阪高槻京都線 〔その他〕	摂津市～高槻市
	D	主要地方道大阪中央環状線 〔重点 1 4 路線〕	池田市～堺市
地域緊急交通路 (市指定)	E	主要地方道 (旧) 大阪中央環状線	千里丘 6 丁目
	F	主要地方道大阪高槻線	南別府町～鳥飼上 1 丁目
	G	主要地方道八尾茨木線	鳥飼中 1 丁目～鳥飼八町 1 丁目
	H	主要地方道茨木寝屋川線	鳥飼中 4 丁目～鳥飼八町 2 丁目
	I	府道正雀停車場線	千里丘 1 丁目～正雀本町 1 丁目
	J	府道正雀一津屋線	正雀本町 1 丁目～鳥飼和道 2 丁目
	K	府道沢良宜東千里丘停車場線	昭和園～千里丘東 1 丁目
	L	千里丘三島線	千里丘東 2 丁目 (千里丘ガード) ～ 三島 2 丁目 (シオノギ前)
	M	正雀南千里丘線 (一部)	正雀 1 丁目 (府道正雀一津屋線) ～ 南千里丘 (摂津警察署前交差点)
	N	新在屋鳥飼中線 (一部)	新在家 2 丁目 (新在家交差点) ～鳥 飼中 1 丁目 (府道八尾茨木線)
	O	千里丘東 6 4 号線 (一部)	千里丘東 2 丁目 1 0 番 (府道沢良宜 東千里丘停車場線) ～千里丘駅南交 差点 (千里丘三島線)
	P	鶴野 2 7 号線	鶴野 2 丁目 2 番 (中央環状線) ～鶴 野 3 丁目 1 番 (青少年運動広場)
	Q	鳥飼西 3 8 号線 (一部)	鳥飼西 3 丁目 (鳥飼西 3 丁目交差点) ～鳥飼西 4 丁目 (スポーツランド)
	R	鳥飼本町 3 1 号線	鳥飼本町 4 丁目 1 番 (福山通運) ～ 鳥飼本町 4 丁目 2 番信号
S	鳥飼本町 7 9 号線	鳥飼本町 4 丁目 2 番信号～鳥飼本町 4 丁目 2 0 番 (府道大阪高槻線)	

※の表中のアルファベットは、防災拠点・緊急交通路図に対応。

【資料 13】 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

- 1 地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)
 - 2 地面斜度 6 度以内のこと。
 - 3 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。
[必要最小限度の地積]
 - ◎大型ヘリコプター・・・・・・ 100m 四方の地積
 - ◎中型ヘリコプター・・・・・・ 50m 四方の地積
 - ◎小型ヘリコプター・・・・・・ 30m 四方の地積
 - 4 二方向以上から離着陸が可能であること。
 - 5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
 - 6 車両等の進入路があること。
 - 7 林野火災における空中消火基地の場合
 - ① 水利、水源に近いこと。
 - ② 複数の駐機が可能なこと。
 - ③ 補給基地が設けられること。
 - ④ 気流が安定していること。
- ◎ なお、受入れに当たっては次の事項に留意すること。
- 1 風向風速を上空から確認できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。
 - 2 着陸点にはHを表示すること。
 - 3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

【資料 14】 災害救助法による救助の程度・方法等

(大阪府災害救助法施行細則、平成 18 年 4 月 1 日)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
収容施設 の供与	避難所	1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。 2 学校、公民館等既存建物に収容するのを原則とするが、これら適 当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を 設営して収容する。 3 設置のため支出できる費用は、設置、維持及び管理のための賃金 職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、 借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次 の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者 等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必 要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配 慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。 イ 基本額 避難所設置費 100 人 1 日につき 30,000 円 ロ 加算額(冬期(10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。) に限る。) 別に定める額	災害発生の 日から 7 日 以内
	応急仮設 住宅	1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、 かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。 2 1 戸当たりの規模は 29.7 平方メートルを基準とし、その設置の ため支出できる費用は、2,342,000 円以内とする。 3 同一敷地内又は近接する地域内に 50 戸以上設置した場合は、居 住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。こ の場合において、1 施設当たりの規模及びその施設のために支出 できる費用は、2 にかかわらず、別に定める。 4 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを 2 人 以上収容し、並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 2 第 2 項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備 を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。 5 災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置する。	完成の日か ら 2 年以内
炊出しそ の他によ る食品の 給与及び 飲料水の 供給	炊出しそ の他によ る食品の 給与	1 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及 び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者（以下 この項において「被災者」という。）に対して行う。 2 被災者が直ちに食することができる現物による。 3 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1 人 1 日に つき 1,010 円以内とする。 4 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、救助の期間内 に 3 日分以内を現物により支給することができる。	災害発生の 日から 7 日 以内
	飲 料 水 の供給	1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 2 支出できる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械 及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、 当該地域における通常の実費とする。	災害発生の 日から 7 日 以内

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間																																					
医療及び助産	医療	<p>1 災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下この項について同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>4 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>	災害発生の日から14日以内																																					
	助産	<p>1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>3 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額</p>	分べんした日から7日以内																																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p>	災害発生の日から10日以内																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯</td> <td>夏期</td> <td>円 17,200</td> <td>円 22,100</td> <td>円 32,600</td> <td>円 39,000</td> <td>円 49,500</td> <td>円 7,200</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>28,400</td> <td>36,700</td> <td>51,200</td> <td>60,100</td> <td>75,400</td> <td>10,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td> <td>夏期</td> <td>5,600</td> <td>7,500</td> <td>11,300</td> <td>13,700</td> <td>17,400</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>9,000</td> <td>11,900</td> <td>16,800</td> <td>19,900</td> <td>25,200</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額	住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯	夏期	円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500	円 7,200	冬季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400	冬季	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300	
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額																																		
住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯	夏期	円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500	円 7,200																																	
	冬季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300																																	
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400																																	
	冬季	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300																																	
<p>（備考） 「夏期」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。</p>																																								

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
災害にかかった者の救出	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。 	災害発生の日から3日以内
災害にかかった住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。 2 居室、炊事場、及び便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 3 支出できる費用は、一世帯につき500,000円以内とする。 	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸し付ける。 3 貸付できる金額は、次の範囲内とする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 生業費1件につき3万円 ロ 就職支度費1件につき15,000円 4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。 	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 <ul style="list-style-type: none"> イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 3 支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 教科書 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものの給与するための実費 ロ 文房具及び通学用品 小学校児童1人につき4,100円 中学校生徒1人につき4,400円 高等学校生徒等1人につき4,800円 	災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内
埋葬	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。 <ul style="list-style-type: none"> イ 棺（附属品を含む。） ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ハ 骨つぼ及び骨箱 	災害発生の日から10日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	3 支出できる費用は1体につき、大人 199,000 円以内、小人 159,200 円以内とする。	
死体の捜索	1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 2 支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から 10日以内
死体の処理	1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 2 次の範囲内において行う。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存 3 検案は、原則として救護班によって行う。 4 支出できる費用は、次のとおりとする。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき 3,300 円以内 ロ 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合 1体につき 5,000 円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から 10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 2 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯につき 137,000 円以内とする。	災害発生の日から 10日以内
救助のために輸送費及び賃金職員等雇上費	1 次の範囲内において行う。 イ 被災者の避難 ロ 医療及び助産 ハ 災害にかかった者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 2 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

(備考) 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

救助従事者の救助実費弁償の範囲

救助従事者の区分		実費弁償の範囲		
		日当	時間外手当	旅費
政令第 10 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者	医師及び歯科医師	17,400 円以内	日当の額を 8 で除して得た額を勤務時間 1 時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 35 号）第 21 条第 2 項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 37 号。以下「旅費条例」という。）による 4 級職相当額以内
	薬剤師	11,900 円以内		
	保健師、助産師及び看護師	11,400 円以内		旅費条例による 2 級職相当額以内
	土木技術者及び建築技術者	17,200 円以内		旅費条例による 4 級職相当額以内
	大工、左官及びとび職	20,700 円以内		
政令第 10 条第 5 号から第 10 号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金		

扶助金の支給基礎額

対象者	支給基礎額
政令第 14 条第 2 項第 2 号に規定する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する労働者でない者	事故発生の日前 1 年間におけるその者の所得（通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。）の額を 365 で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から 1 年間の所得の平均額を 365 で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第 14 条第 2 項第 3 号に規定する救助に関する業務に協力した者	<ol style="list-style-type: none"> 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 429 号。以下「警察協力者令」という。）第 5 条第 2 項に規定する額に相当する額とする。 事故の発生した日において他に生計の途がなく、主として政令第 14 条第 2 項第 3 号に規定する協力者（以下「協力者」という。）の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1 の金額に警察協力者令第 5 条第 3 項に定める額を加算する。

【資料 15】 食料・生活必需品備蓄状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

品名	数量	単位
乾パン	11,560	食
ホットグルベン	960	食
アルファ化米	6,700	食
アルファ化米(高齢者用)	1,100	食
粉ミルク(950g入り)	24	缶
哺乳びん	140	本
毛布	4,000	枚
紙おむつ	2,211	枚

品名	数量	単位
生理用品	21,920	枚
トイレ(屋外設置型)※	18	セット
トイレ(屋内簡易型)	360	セット
かまど	10	セット
なべ	36	セット
非常用水袋(5リットル用)	1,200	枚
飲料水袋(10リットル用)	860	個
ポリ容器(20リットル用)	280	個

※ トイレ(屋外設置型)の内訳・・・和式 洋式(車椅子対応型)、男性用ストール

【資料 16】 防災用資機材保有状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

品名	数量	単位
懐中電灯	250	個
救急セット(10人用)	48	セット
バール	180	本
とび	60	本
丸ショベル	120	本
ツルハシ	120	本
大ハンマー	60	本
片手ハンマー	60	本
片刃のこぎり	120	本
金切りのこぎり	60	本
一輪車	24	台
ヘルメット	240	個
手袋	1,000	双
ラジオ付ライト	144	個
ラジオ	30	個
乾電池	4,000	本
工具類セット	24	セット
しの	48	本
防災シート	240	枚

品名	数量	単位
草刈り鎌	120	本
クリッパー	120	本
発電機	30	台
投光器	65	台
チェーンソー	24	台
油圧ジャッキ(5t用)	48	台
レバーホイスト(3t用)	24	台
ワイヤーロープ	24	本
担架	12	台
はしご	24	台
メガホン	26	台
ガソリン携行缶	20	個
コードリール	40	個
ナイロン救助用ロープ	12	巻
標識ロープ	12	巻
バケツ	120	個
かけや	24	本
非常用ろ過機	2	台
災害救助道具セット	100	セット

※ 各小学校及び集会所等配備のコミュニティ防災資機材を含む。

【資料 17】大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

(趣旨)

第1 この要領は、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」〔昭和 61 年 2 月 10 日付け 61 食糧第 120 号 (需給、経理)〕(以下「緊急引渡要領」という。)、 「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」〔昭和 51 年 7 月 12 日付 51 食糧業第 722 号 (加食)〕、「災害救助法が発動された場合における災害救助用食料の緊急引渡に関する協定書」(平成 15 年 7 月 1 日)、 「災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定」(平成 9 年 6 月 2 日、平成 15 年 5 月 28 日) (以下「精米基本協定」という。)及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」(平成 8 年 8 月 8 日) (以下「漬物保管協定」という。)に基づき、災害時に災害救助法が発動された場合における政府所有の米穀及び乾パン並びに米穀卸売業者所有の精米並びに大阪府所有の漬物 (以下「災害救助用食料」という。)の緊急引渡しについて、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀 (精米又は玄米) 又は乾パン並びに漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

品目 区分	米 穀	乾パン	漬 物
被 災 者 供 給 用	精米 1 人 1 食当たり 200 g 又は 玄米 1 人 1 食当たり 220 g	1 人 1 食当たり 115 g	1 人 1 食当たり 20 g
災 害 救 助 従 者 供 給 用	精米 1 人 1 食当たり 300 g 又は 玄米 1 人 1 食当たり 330 g	1 人 1 食当たり 115 g	1 人 1 食当たり 20 g

(引渡場所等)

第5 災害の状況による緊急引渡しを行う引渡場所、引渡品目及び引渡しを受ける者の区分は、次表のとおりとする。

災害の状況	引渡場所	引渡品目	引渡しを受ける者
知事と市町村長の連絡 ができる場合	大阪府災中部広域防災拠点	乾パン	知事又は市町村長
	大阪府の指定する場所	精米、漬物	市町村長
交通、通信の途絶等の ため知事と市町村長の 連絡がつかない場合	政府倉庫及び農林水産省指定倉庫 (大阪府中部広域防災拠点を除く)	玄米	市町村長
	漬物保管者倉庫	漬物	

(引渡手続)

第6 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 乾パン

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書 (様式第 1 号) を提出する。ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等に

より申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、近畿農政局大阪農政事務所長に対し、緊急引渡要領第3に準じ、乾パンの引渡しを要請する。

ウ 知事は、近畿農政局大阪農政事務所長の指示に従い、乾パンを市町村長に引渡す。

エ 市町村長は、乾パンの引渡しを受ける際に、知事へ災害救助用食料（乾パン）引渡受領書（様式第2号）を1部提出する。

(2) 米穀（精米）

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀卸売業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀卸売業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第3号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀卸売業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

ウ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、精米の受渡しを受ける際に、供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第4号）を1部提出する。

オ 市町村長へ引渡しを行った供給業者は、災害救助用食料（精米）引渡報告書（様式第5号）に災害救助用食料（精米）受領書の写しを添えて、速やかに1部提出するものとする。

(3) 漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第6号）により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の引渡しを受ける際に、漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第7号）を1部提出する。

オ 漬物保管者は、市町村長への漬物の引渡しの後、災害救助用食料（漬物）引渡報告書（様式第8号）に災害救助用食料（漬物）受領書の写しを添えて、速やかに知事に1部提出するものとする。

2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

(1) 米穀

ア 市町村長は、近畿農政局大阪農政事務所長〔農政事務所地域課長が管轄する地区は、当該地区を管轄する農政事務所地域課長（以下「農政事務所長等」という。）〕に災害救助用米穀緊急引渡要

請書（様式第9号）を提出し、災害救助用米穀受領書（様式第10号）と引換えに農林水産省指定倉庫等において米穀を受領する。

ただし、農政事務所長等に連絡のとれないときは、当該農林水産省指定倉庫等の保管指導担当者である農政事務所職員（保管指導担当者である農政事務所職員に連絡の取れないときは、農林水産省指定倉庫の責任者）に対して、直接、上記手続きを行うことができるものとする。

イ 市町村長は、農林水産省指定倉庫から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式第11号）を提出する。

（2）漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し電話等で要請のうえ、災害救助用漬物緊急引渡受領書（様式第12号）と引換えに漬物保管者の倉庫等から漬物を受領する。

ただし、漬物保有者に対して連絡のとれないときは、漬物保管者の倉庫等の責任者に対して、直接、上記手続きを行うことができる。

イ 市町村長は、漬物保管者の倉庫等から漬物を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用漬物緊急引取報告書（様式第13号）を提出する。

（買受手続等）

第7 知事は、市町村長が第6の1の(2)により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を、第6の1の(1)又は第6の2の(1)の引渡手続きにより災害救助用食料を受領したときは、緊急引渡要領第4及び第5の規定に基づき買受手続を速やかに行うものとする。

（代金納付）

第8 買受手続等が完了した後の代金納付については、次のとおりとする。

- 1 市町村長は災害救助従事者用として災害救助用食料を受領した場合、その日から起算して20日以内に、代金を知事に納付するものとする。
- 2 知事は、市町村長が第6の1の(2)による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第6の1の(1)又は第6の2の(1)による災害救助用食料を受領した場合は、その日から起算して30日以内に近畿農政局大阪農政事務所長に、第6の1の(3)による災害救助用食料を受領した場合は漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成2年4月1日から施行する。
- 2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領（昭和59年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

(様式第1号)

災害救助用食料緊急引渡申請書

平成 年 月 日

大阪府知事様
(流通対策室経由)

市町村長 印

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施する必要がありますので、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第6の1に基づき、下記のとおり、災害救助用食料の引渡しを受けたく申請します。

記

1. 災害件名

2. 災害状況

3. 給食期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

4. 申請数量 米穀(精米) k g
乾パン 箱(1箱128袋入) 袋(1袋115g入)
漬物
(内訳)
別紙のとおり

(別紙)

(1) 米穀 (精米)

区 分	ア 対象人数	イ 1人当たり 食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当たり 給食数量	オ 計 (ウ×エ)	備 考
被災者用		食		0.2kg		(対象戸数)
災害救助 従事者用		食		0.3kg		(災害救助従事者内訳)
計					kg	

※引渡希望場所

住 所

名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(2) 乾パン

区 分	ア 対象 人員	イ 1人当たり 食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当たり 給食数量	オ 計 (ウ×エ)	申請数量	備 考
被災者用		食		1袋 (115g)	袋		(対象戸数)
災害救助 従事者用		食		1袋 (115g)	袋		(災害救助従事者内訳)
計						箱 袋	

(注) 1. 乾パンの申請数量は、箱数に換算した後、残り数量も記入すること。

2. 災害救助従事者の内訳には市町村職員（消防職員を含む）、消防団員、水防団員、婦人会員等それぞれの人数を記入のこと。

(3) 漬物

区 分	ア 対象 人員	イ 1人当たり食 回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当たり 給食数量	オ 計 (ウ×エ)	備 考
被災者用				20g	kg	(対象戸数)
災害救助 従事者用				20g	kg	(災害救助従事者内訳)
計					kg	

※引渡希望場所

住所

名称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(様式第2号)

災害救助用食料（乾パン）引渡受領書

平成 年 月 日

大阪府知事様

市長村長印

大阪府災害救助用食料（乾パン）を、下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所 大阪農政事務所の指定する場所

3. 受領数量 乾パン 箱（1箱128袋入） 袋（1袋115g入）

(内訳)

受領数量		引取車両番号	引取責任者
箱数	袋数		署名・押印
箱	箱		
箱	箱		
箱	箱		
箱	箱		

(様式第4号)

災害救助用食料（精米）受領書

平成 年 月 日

(米穀卸売業者)様

市 町 村 長 印

大阪府災害救助用食料（精米）を、下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所

3. 受領数量 精米 kg

(内訳)

別紙のとおり

(別紙)

年 産	類別	産 地	品 種	等級	受領数量	引取車両番号	引取責任者 押 印
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		

(様式第7号)

災害救助用食料（漬物）受領書

平成 年 月 日

（漬物保管者）様

市長 村長 印

大阪府災害救助用食料（漬物）を、下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所

3. 受領数量 漬物 kg

(内訳)

品 目	数 量	引渡車両番号	受領者氏名
	Kg		
	Kg		
	Kg		
	Kg		
	Kg		
	Kg		

(注) 品目欄には、「醤油漬」「沢庵漬」「梅干」「奈良漬」の別を記入すること。

(様式第9号)

災害救助用米穀緊急引渡要請書

平成 年 月 日

大阪農政事務所 様
(各食糧庁指定倉庫責任者経由)

市 町 村 長 印

被災者及び災害救助従事者に対する給食を実施する必要がありますので、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第6の2の(1)アに基づき、下記のとおり、災害救助用食料の引渡しを受けたく要請いたします。

記

1. 災害件名

2. 災害概況

3. 給食期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

4. 要請数量 米穀 袋 (30kg 袋入)

(内訳)

区分	ア 対象 人員	イ 1人当たり 食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当 り給食数量	オ 計 (ウ×エ)	要請数量 オ/30kg 小数点以下切上げ	備 考
被災者用		食		0.22kg (玄米)	Kg		(対象戸数)
災害救助 従事者用		食		0.22kg (玄米)	Kg		(災害救助従事者内訳)
計					Kg		

(様式第 10 号)

災害救助用米穀受領書

平成 年 月 日

大阪農政事務所 様
(食糧庁指定倉庫等責任者経由)

市 町 村 長 印

政府所有物品である災害救助用米穀を、下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取倉庫名

3. 受領数量 米穀 30 k g 袋入 袋

(内訳)

別紙のとおり

(別紙)

年 産	類別	産 地	品 種	等級	受領数量	引取車両番号	引取責任者 押 印
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		
					Kg 袋入 袋		

(様式第 11 号)

災害救助用米穀緊急引渡報告書

平成 年 月 日

大阪府知事様
(流通対策室経由)

市町村長 印

政府所有物品である災害救助用米穀を、下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 災害件名

2. 災害概況

3. 給食期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

4. 要請数量 米穀 (30kg 袋入) 袋

(内訳)

区分	ア 対象人員	イ 1人当たり 食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当 り給食数量	オ 計 (ウ×エ)	備考
被災者用		食		0.22kg (玄米)	Kg	(対象戸数)
災害救助 従事者用		食		0.22kg (玄米)	Kg	(災害救助従事者内訳)
計					Kg	

(注) 災害救助従事者の内訳には市町村職員(消防職員を含む)、消防団員、水防団員、婦人会員それぞれの人数を記入のこと。

(様式第 12 号)

災害救助用漬物緊急引渡受領書

平成 年 月 日

(漬物保管者) 様

市 町 村 長 印

大阪府所有物品である漬物を、下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取倉庫等名称

3. 受領数量 漬物 k g

(内訳)

醤油漬 k g

沢庵漬 k g

梅 干 k g

奈良漬 k g

(様式第 13 号)

災害救助用漬物緊急引取報告書

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長 印

大阪府所有物品である災害救助用漬物を、下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 災害件名

2. 災害概況

3. 給食期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

4. 受領数量 漬物 kg
(内訳)

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり 食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当 たり給食数量	オ 計 (ウ×エ/1000)	備 考
被災者用		食		0.2g	Kg	(対象戸数)
災害救助 従事者用		食		0.2g	Kg	(災害救助従事者内訳)
計					Kg	

(注) 災害救助従事者の内訳には市町村職員 (消防職員を含む)、消防団員、水防団員、婦人会員それぞれの人数を記入のこと。

【資料 18】 応急仮設住宅建設候補地一覧表

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

	名 称	所在地	公園面積 (ha)	建設可能面積 (ha)
1	ふるさと公園	鳥飼本町 4 丁目 7 番	1.10	0.27
2	さつき公園	鳥飼本町 3 丁目 1 4 番	0.48	0.12
3	さくら公園	鳥飼本町 5 丁目 1 4 番	0.48	0.11
4	せんだん公園	鳥飼上 3 丁目 4 番	1.10	0.26
5	かえで公園	鳥飼上 4 丁目 4 番	0.52	0.15
6	あじさい公園	鳥飼中 2 丁目 6 番	0.29	0.07
7	りんどう公園	鳥飼上 2 丁目 2 番	0.34	0.11
8	あべりあ公園	鳥飼本町 1 丁目 1 1 番	0.13	0.04
9	しば公園	鳥飼本町 5 丁目 5 番	0.31	0.06
10	鳥山公園	庄屋 1 丁目 2 番	0.60	0.23
11	庄屋公園	庄屋 1 丁目 1 0 番	1.40	0.28
12	三島公園	三島 3 丁目 1 3 番	0.65	0.18
13	嘉円公園	桜町 2 丁目	0.80	0.16
14	別府公園	別府 3 丁目 1 9 番	0.73	0.23
15	神崎川緑地	一津屋 2 丁目	0.70	0.31
16	市場池公園	千里丘 6 丁目 1 1 番	1.00	0.26
17	鶴野第 2 公園	鶴野 3 丁目 1 番	0.40	0.08
18	平和公園	学園町 2 丁目	0.78	0.07
19	山田川公園	千里丘 7 丁目 3 番	0.35	0.1
20	ふれあい広場	南千里丘 4 番	0.60	0.35
21	青少年運動広場	鶴野 3 丁目 1 番	1.94	1.5
22	スポーツ広場	鳥飼西 3 丁目 8 番	1.74	1.35
23	土地開発公社保有地	千里丘 4 丁目	0.25	0.25
	合 計			6.54

【資料 20】 避難所の福祉的整備について

市町村地域防災計画において指定される避難所（学校、公民館等）については、災害時に障害者や高齢者等が利用しやすいよう、以下の基準により施設の福祉的整備を図るものとする。

＜避難所の福祉的整備に関する基準＞

- 1 多人数の避難に供する施設の管理者は、大阪府福祉のまちづくり条例や市町村福祉のまちづくり要綱等に基づいた整備・改善に努める。
- 2 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。〔ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様の便所を支障なく利用できる場合は、この限りではない〕
- 3 市町村は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- 4 市町村は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。）

【様式4】

人的被害家屋被害集計書

集計日時

災害対策本部長 様

集計者

番号	地区名 (町丁名)	人的被害(人)				住家被害								非住家被害(棟)									
		死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	合計	全壊(焼)	半壊(焼)	一部破損	床上浸水	床下浸水	流失	ブロック塀等	その他	合計	全壊(焼)	半壊(焼)	一部破損	浸水	流失	ブロック塀等	その他	合計
	合計																						

※ 住家被害について、各行の上段に「棟数」、中段に「人数」、下段に「世帯数」を記入すること。

【様式5】

公共土木施設等被害状況報告書

調査日時
 調査地区（町丁名）
 調査員

災害対策本部長 様

番号	名称	管理者名	被害箇所	被害延長 (m) 又は面積 (㎡)	被害内容・ 被害額 (円)	必要な措置

※ 調査対象は、道路、橋梁、河川、水路、下水道施設、公園等である。

【様式6】

公共土木施設等被害集計書

集計日時
 集計者

災害対策本部長 様

	被害状況区分	被害箇所数	被害延長 (m)・面積 (㎡)	被害額 (円)
道路				
橋梁				
河川				
水路				
下水道施設				
公園				
その他				

【様式7】

農地、農業用施設及び農産物被害状況報告書

調査日時

調査地区（町丁名）

災害対策本部長 様

調査員

区分	被害種別	被害数（カ所）	被害面積（a）	被害額（円）	被害作物	被害数	被害面積（a）	被害額（円）
田	流失・埋没							
	冠 水							
	そ の 他							
畑	流失・埋没							
	冠 水							
	そ の 他							
農業施設	頭 首 口							
	水 路							
	農 道							
	た め 池							
	橋 梁							
	揚 水 機							
	そ の 他							

【様式8】

農地、農業用施設及び農産物被害集計書

集計日時

集計者

災害対策本部長 様

区分	被害種別	被害数（カ所）	被害面積（a）	被害額（円）	被害作物	被害数	被害面積（a）	被害額（円）
田	流失・埋没							
	冠 水							
	そ の 他							
畑	流失・埋没							
	冠 水							
	そ の 他							
農業施設	頭 首 口							
	水 路							
	農 道							
	た め 池							
	橋 梁							
	揚 水 機							
	そ の 他							

【様式 9】

文教関係被害状況報告書（学校・幼稚園）

調査日時

災害対策本部長 様

調査員

番号	施設名	被害状況									備考
		校舎	体育館	プール	窓ガラス等	土地	ブロック塀等	工作物	樹木	その他	

【様式 10】

文教関係被害集計書

集計日時

災害対策本部長 様

集計者

区分		被害数	被害面積 (m ²)	被害額 (円)	備考
建物	全壊 (焼)	(棟)			
	半壊 (焼)				
	一部破損				
	屋根瓦 窓ガラスの損壊				
	床上浸水				
	床下浸水				
その他	土地	(カ所)			
	ブロック塀等	(カ所)			
	工作物	(件)			
	樹木の倒壊	(本)			
	その他				

【様式 11】

商・工業関係被害状況報告書

調査日時
調査地区 (町丁名)
調査員

災害対策本部長 様

番号	名称	所在地 (電話番号)	業種	被害内容					
				土地	建物	工作物	原材料	商品	その他

※ 業種区分には、1. 「金属」 2. 「機械」 3. 「化学」 4. 「繊維」 5. 「卸売」 6. 「小売」 7. 「商業共同施設」
8. 「その他 (具体的に)」の別を記入すること。

【様式 12】

商・工業関係被害集計書

集計日時
集計者

災害対策本部長 様

種別	区分	被害数	被害物件	被害額 (円)
工業関係	金属			
	機械			
	化学			
	繊維			
	その他			
商業関係	卸売商			
	小売商			
	共同施設			
	その他			

※ 区分の欄には、「全壊 (焼)」、「半壊 (焼)」、「一部破損」、「浸水」の別を記入すること。
被害物件には、「工場または店舗」、「機械または設備」、「商品」、「原材料」の別を記入すること。

【様式 13】

保健衛生関係被害状況報告書

調査日時
調査地区（町丁名）
調査員

災害対策本部長 様

番号	名称	所在地	被害状況					備考
			土地	建物	機器	施設	その他	

【様式 14】

感染症発生状況報告書

調査日時
調査地区（町丁名）
調査員

災害対策本部長 様

番号	氏名	性別	年齢	住所	感染症名	病状（真性、疑似等）	措置

【様式 15】

保健衛生関係被害集計書

集計日時

災害対策本部長 様

集計者

区 分	被害数	被害面積 (㎡)	被害額 (円)	備 考	
病 院					
そ の 他					
し尿処理場					
ごみ処理場					
火 葬 場					
そ の 他					
感染症名	発 生 数				
	真 性	疑 似	保 菌	死 者	合 計

【様式 16】

社会福祉・労働施設被害状況報告書

調査日時
 調査地区（町丁名）
 調査員

災害対策本部長 様

番号	名称	被害状況				備考
		建物	土地	設備	その他	

【様式 17】

社会福祉・労働施設被害集計書

集計日時
 集計者

災害対策本部長 様

区分		被害数	被害面積 (㎡)	被害額 (円)	備考
建物	全壊（焼）	(棟)			
	半壊（焼）				
	一部破損				
	床上浸水				
	床下浸水				
	流失				
その他	土地	(カ所)			
	設備				
	その他				

【様式 18】

上・下水道施設被害状況報告書

調査日時

調査地区（町丁名）

調査員

災害対策本部長 様

番号	名称	所在	被害状況				備考
			管路	設備	建物	その他	

【様式 19】

上・下水道施設被害集計書

集計日時

集計者

災害対策本部長 様

区分		被害数	被害状況	被害額(円)
施設	送水管路			
	原水浄水設備			
	電気施設			
	ポンプ設備			
	水源地汚染			
	その他			
建物	事務所			
	ポンプ室			
	公舎			
	その他			

【様式 20】

市有建築物等被害状況報告書

調査日時
調査地区（町丁名）
調査員

災害対策本部長 様

番号	名称	所在地	被害状況				備考
			建物	設備	土地	その他	

【様式 21】

市有建築物等被害集計書

集計日時
集計者

災害対策本部長 様

区分		被害数	被害面積 (㎡)	被害額 (円)	備考
庁舎 市営住宅 保育所 公民館等	全壊 (焼)	(棟)			
	半壊 (焼)				
	一部破損				
	床上浸水				
	床下浸水				
	流失				
敷地	流失	(㎡)			
	その他				
その他	財産				
	物品				
	その他				

【様式 22】

り 災 証 明 願 兼 証 明 書

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

印

年 月 日の「

(災害名)

」により、

下記の被害があったことを証明願います。

記

り 災 状 況	
場 所	摂津市
種 類	家屋、その他 ()
所有者住所	
所有者氏名	
年 月 日	年 月 日 ()
原 因	
内 容	① 全壊 ② 半 壊 ③ 一部破損 () ④ 屋根瓦破損 ⑤ 外壁破損 ⑥ その他 ()
備 考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

摂 津 市 長

印

【様式 24】

緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章

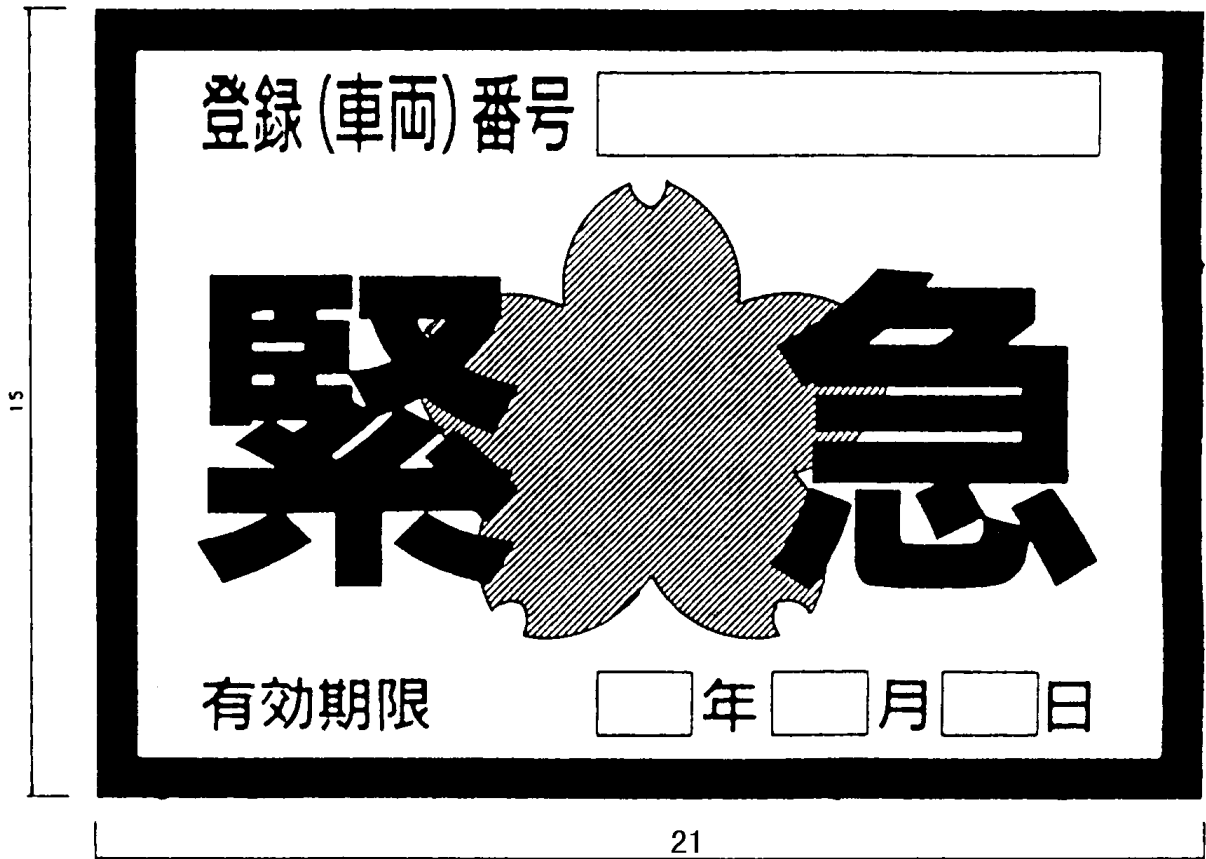
災害対策基本法施行規則別記様式第4号

緊急通行車両確認申請書		年 月 日
大阪府知事 大阪府公安委員会 様		
申請者住所 (電 話) 氏 名		
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む) 5 指定地方公共機関 名 称 ()	2 指定地方行政機関 4 指定公共機関 6 その他()
業務の内容	1 警報の発令 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防御等 10 その他 ()	
番号票に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
大阪府知事 大阪府公安委員会		
番号欄に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名		
使用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

◎標章



備考

1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年月日」の文字を黒色、「登録(車両)番号」並びに「年月日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

【様式 25】

自衛隊の災害派遣要請の様式

		文書番号
		年 月 日
大阪府知事		
	様	
		摂津市長 印
自衛隊の災害派遣要請について		
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。		
記		
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由		
2. 派遣を希望する期間		
3. 派遣を希望する区域及び活動内容		
4. その他参考となるべき事項		

		文書番号
		年 月 日
大阪府知事		
	様	
		摂津市長 印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について		
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。		
記		
1. 撤収要請日時		
2. 派遣された部隊		
3. 派遣人員及び従事作業の内容		
4. その他参考となるべき事項		

摂津市地域防災計画

平成19年（2007年）7月発行

摂津市 総務部 総務防災課

〒566-8555 大阪府摂津市三島1丁目1番1号

電話 06(6383)1111

072(638)0007
